

## 重大製品事故の受付・公表状況について（平成23年10月末現在）

- 平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来、5,451件（平成19年度:1,190件、平成20年度:1,412件、平成21年度:1,172件、平成22年度:1,141件、平成23年度:536件）の重大製品事故を受け付けた。

	死亡		重傷		火災	CO中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	42	(35)	57	(29)	750	35	0	884
石油機器	52	(47)	20	(15)	647	12	0	731
電気製品	56	(44)	139	(6)	2,568	4	2	2,769
その他	97	(0)	835	(5)	124	0	11	1,067
合計	247	(126)	1,051	(55)	4,089	51	13	5,451

(注)平成21年8月31日までは経済産業省が受け付けたもの(3,047件)で、平成21年9月1日以降は、消費者庁が受け付けている。

- 処理件数 5,451件（平成23年10月末までに報告を受け付けたもの）
- 重複報告、対象外（消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当）の案件を除き全て公表（5,368件）（注1）
- 最終的には全ての重大製品事故について事故原因とともに事業者名、型式名を公表
- ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表（924件）
- 報告受付時の審査並びに調査の結果により製品事故には該当しないと判断された案件については、第三者判定委員会でその妥当性を判定（1,817件）（注2）

（注1）平成21年8月31日までは経済産業省が公表したもので、平成21年9月1日以降は、消費者庁が公表している。

（注2）平成23年度第2回委員会（消費者委員会との合同開催）終了時点

### 重大製品事故公表等処理状況

	事業者名・ 型式公表	製品名、事故 概要のみ公表 (原因調査中)	製品事故には 非該当	製品事故には 非該当とみられ る(今後、委員 会で妥当性を 判定する予定)	他省庁 送付案件	対象外	計
ガス機器	393	－	479	2	0	10	884
石油機器	475	－	250	0	0	6	731
電気製品	1,391	636	700	0	0	42	2,769
その他	312	288	388	0	54	25	1,067
合計	2,571	924	1,817	2	54	83	5,451

# 重大製品事故の公表までのフロー図

製造事業者・輸入事業者の消費者庁への事故報告  
(消安法第35条第1項及び第2項)

・報告の対象外は除外  
・所管各省庁へ通知  
(法36条第4項により判明したものを含む)

①重大製品事故は、ガス・石油機器によるものか。  
ガス・石油機器      ガス・石油機器以外

直ちに

報告受理日から原則1週間以内  
製品欠陥によって生じた事故  
ではないことが完全に明白。

第一ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(\*1)。  
(記者発表及びウェブサイト)

第一ステップ

事故の概要のみを公表(\*1)。  
(記者発表及びウェブサイト)

事故原因の調査  
(関係機関からの情報収集及び法38条の調査)

原因が明らかなもの以外

②重大製品事故が製品に起因して生じたものか。  
製品起因が疑われる事故。      製品に起因して生じた事故が不明。      製品欠陥によって生じた事故ではないことが完全に明白。

直ちに

報告受理日から原則1週間以内

報告受理日から原則1週間以内

第一ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(\*1)。  
(記者発表及びウェブサイト)

事故の概要のみを公表(\*1)。  
(記者発表及びウェブサイト)

第一ステップ

原因が明らかなもの以外

更なる事故調査・原因分析  
(経済産業大臣から法36条第4項に基づくNITEの調査)  
消費者庁と経済産業省が共同で実施

合同会議(\*3)で確認の上、除外  
事故の概要のみを公表(\*1)  
(但し、既に事業者名等を公表している場合は、事業者名等を含め公表(\*1))  
(ウェブサイト)

③重大製品事故が製品に起因して生じたものか。  
製品起因が疑われる事故。      製品に起因して生じた事故か、依然として不明。      製品欠陥によって生じた事故ではないことが完全に明白。

第二ステップ

事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(\*1)。  
(記者発表(\*2)及びウェブサイト)

第二ステップ

合同会議(\*3)の審議を経て、事業者名、機種・型式名、事故の内容等を公表(\*1)。  
(ウェブサイト)

(\*2) 既に事業者名等を公表している場合は必要に応じて対応

(\*1) 経済産業省と協議の上、消費者庁が公表

(\*3) 合同会議の正式名称は、「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」